

漁業調査取締り業務

調査業務においては、玄海地区の漁船漁業及び養殖漁業の振興を図るため、漁場環境や資源状況を把握した。

また、漁業取締り業務においては、水産資源の保護と漁業秩序の維持を図るため、漁業法、佐賀県漁業調整規則に基づき漁業取締りを実施した。

調査については、「まつら」及び「かがみ」で沿岸定線観測、漁場環境調査を実施し、原子力発電所の稼働に伴う海洋環境への影響を把握するため温排水影響調査を行った。

さらに、調査船「はやぶさ」1.7トン及び「さいばい」1.3トンでカレニア調査、赤潮貝毒調査、藻場調査等を実施した。

令和3年度は、漁業調査取締り船「まつら」48トン及

び「かがみ」14トンによる海上からの取締りを146日間実施し、1 そうごち網漁業、ふぐかご漁業等の県内外漁船、県知事許可漁業に対し、計4件（内1件検挙）の指導・警告を行った。

また、磯根資源のナマコ、アワビ、サザエ等を対象としたアクアラング使用による密漁は依然として後を絶たず、組織的で巧妙化しているため、海上取締りに加え、陸上からの取締りを実施した。

しかしながら、密漁グループの壊滅には至っていないことから、今後も県、県警、海上保安部で構成する「玄海密漁対策関係実務者会議」等により、情報を共有し、関係各機関が協力しながら密漁防止対策の推進を継続して取り組んでいく。

表1 調査取締り実績

(日)

	まつら	かがみ	はやぶさ	さいばい	計
4月	12	3	2	1	18
5月	15	2	1	2	20
6月	12	5	5	5	27
7月	9	4	7	4	24
8月	10	3	5	4	22
9月	8	5	3	2	18
10月	12	1	2	2	17
11月	7	2	5	4	18
12月	8	2	1	5	16
1月	1	5	2	5	13
2月	2	6	0	3	11
3月	10	2	6	2	20
合計	106	40	39	39	224